

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第286条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、<u>受益権原簿管理人</u>、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び機構に対し規程第287条第1項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（納入時期）</p> <p>第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、<u>受益権原簿管理人</u>、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第286条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び機構に対し規程第287条第1項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（納入時期）</p> <p>第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行</p>

当月分について翌月の最終営業日まで

(3) (略)

別表

株式等振替制度に係る手数料表

1. 機構加入者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(略)		
振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権		(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合  a 規則第 351 条、第 352 条、第 355 条及び第 357 条の 7 においてそれぞれ準用する(以下この区分において同じ。)同規則第 53 条に規定する振替請求に基づく振替(次の b 及び c	(略)

当月分について翌月の最終営業日まで

(3) (略)

別表

株式等振替制度に係る手数料表

1. 機構加入者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(略)		
振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権		(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合  a 規則第 351 条、第 352 条及び第 355 条においてそれぞれ準用する(以下この区分において同じ。)同規則第 53 条に規定する振替請求に基づく振替(次の b 及び c の振替を除	(略)

		の振替を除く。)において、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b・c (略)	
		(2) (略)	(略)
		(3) (略)	(略)
口座管理手数料			
(略)	(略)		
口座残高比例部分	(略)		
振替投資 信託受益 権	(略)	(略)	(略)
振替受益 権	口座残高を 有する機構 加入者	月平均口座 残高につい て 5万以下 の部分 5万超 15万以下の 部分 15万超 30万以下の 部分 30万超	1受益権 につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円

		く。)においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b・c (略)	
		(2) (略)	(略)
		(3) (略)	(略)
口座管理手数料			
(略)	(略)		
口座残高比例部分	(略)		
振替投資 信託受益 権	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)

			<u>50万以下の部分</u> <u>50万超</u> <u>70万以下の部分</u> <u>70万超</u> <u>100万以下の部分</u> <u>100万超</u> <u>200万以下の部分</u> <u>200万超</u> <u>300万以下の部分</u> <u>300万超</u> <u>の部分</u>					
		<u>担保専用口</u> <u>に口座残高</u> <u>を有する機</u> <u>構加入者</u>	<u>担保専用口の月平均口</u> <u>座残高について</u> <u>1受益権につき</u> 月額 <u>0.02円</u>			(新設)	(新設)	
(略)	(略)				(略)	(略)		
(略)	(略)				(略)	(略)		
各種取次等手数料					各種取次等手数料			

各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株 予約権付社債 振替新株 予約権 振替投資 口 振替優先 出資 振替受益 権	次の(1)から(9)に掲げる取次ぎの請求を行う機構加入者 (1)~(4)(略) (5) 配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎ (6)~(9)(略)	(略)
個別移行手数料	振替新株 予約権付社債 振替投資 信託受益 権 振替受益 権	個別移行の申請(規程附則第11条第1項(同条第10項により申請がなされたものとみなされるものを除く。)同規程附則第24条第1項及び同規程附則(平成22年4月7日通知)第4条第1項に規定する移行申請をいう。)の取次ぎを行った機構加入者	新株予約権付社債券、上場投資信託受益証券又は受益証券発行信託の受益証券 1枚につき 500円
各種証明書交付手数料			
(略)	(略)	(略)	(略)
各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株 予約権付社債 振替新株 予約権 振替投資 口 振替優先 出資	次の(1)から(9)に掲げる取次ぎの請求を行う機構加入者 (1)~(4)(略) (5) 配当金振込指定の取次ぎ (6)~(9)(略)	(略)
個別移行手数料	振替新株 予約権付社債 振替投資 信託受益 権 振替受益 権	個別移行の申請(規程附則第11条第1項(同条第10項により申請がなされたものとみなされるものを除く。)同規程附則第24条第1項に規定する移行申請をいう。)の取次ぎを行った機構加入者	新株予約権付社債券又は上場投資信託受益証券 1枚につき 500円
各種証明書交付手数料			
(略)	(略)	(略)	(略)

社債権者集 会用証明書 交付手数料	(略)	(略)	(略)
受益権行使 用証明書交 付手数料	振替受 益権	受益権行使 用証明書の交付 を受けた機構 加入者	証明書 1 通につき 500 円  ただし、1 通の枚数 が 10 枚を超えるも のについては、10 枚を超えた枚数1枚 につき 10 円を加算 する。
(略)	(略)	(略)	(略)

社債権者集 会用証明書 交付手数料	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 1 .日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。)

2 . ~ 5 . (略)

(注) 1 .日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口及び振替優先出資、振替上場投資信託受益権の算出において同じ。)

2 . ~ 5 . (略)

5の2. 振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分は、機構加入者が有する振替投資信託受益権の口座残高及び振替受益権の口座残高を合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき、課金するものとする。

6.・7. (略)

8. 振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1口又は1受益権以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売買単位の口数又は受益権数で除した数とする。

9. (略)

10. 抹消手数料については、振替株式又は振替新株予約権の消却に係る一部抹消、振替新株予約権付社債の買入消却に係る一部抹消、振替投資信託受益権の交換に係る一部抹消及び振替受益権の一部解約に係る一部抹消等を対象とする。

11. ~13. (略)

14. 個別移行手数料については、規程附則第11条第7項又は同規程附則(平成22年4月7日通知)第4条第7項の規定により、特例加入者の直近上位機関が機構に対し、直接、移行申請の取次ぎを行った場合には、当該直近上位機関の上位機関である機構加入者を徴収対象者とする。

15. 振替口座簿記録事項証明書、社債権者集会用証明書、受益権行使証明書並びに元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書については、同一日に同一の種類(振替口座簿記録事項証明書の場合は、内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(振替口座簿記録事項証明書のTarget保振サイトによる提供は1件)とする。

(新設)

6.・7. (略)

8. 振替投資口、振替優先出資及び振替投資信託受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売買単位の口数で除した数とする。

9. (略)

10. 抹消手数料については、振替株式又は振替新株予約権の消却に係る一部抹消、振替新株予約権付社債の買入消却に係る一部抹消及び振替投資信託受益権の交換に係る一部抹消等を対象とする。

11. ~13. (略)

14. 個別移行手数料については、規程附則第11条第7項の規定により、特例加入者の直近上位機関が機構に対し、直接、移行申請の取次ぎを行った場合には、当該直近上位機関の上位機関である機構加入者を徴収対象者とする。

15. 振替口座簿記録事項証明書、社債権者集会用証明書並びに元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書については、同一日に同一の種類(振替口座簿記録事項証明書の場合は、内訳を含む。)の交付請求を行ったものを1通(振替口座簿記録事項証明書のTarget保振サイトによる提供は1件)とする。

2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利用料	(略)			
	振替受益権	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 22,000円	
当月末までに到来した最終の計算期日に係る総受益者通知における受益者数について 2万人以下の部分 2万人超10万人以下の部分 10万人超の部分			受益者1人につき 月額 2.0円 1.4円 0.6円	
(略)	(略)			
情報提供請求手数料				
情報提供請求取次手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資 振替受益権	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)

2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利用料	(略)			
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)			
情報提供請求手数料				
情報提供請求取次手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)



情報提供手数料		(略)	(略)
総株主通知等手数料	(略)		
外国人保有比率等期中公表手数料	(略)		

(注) 1. ~ 7. (略)

8. 新規記録手数料については、新株式数申告又は受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。

9. ~ 11. (略)

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収率
(略)	(略)	(略)	(略)
システム接続準備手数料	(略)	機構とシステム接続(統合Web端末、ファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をいう。)をする者(ただし、機構加入者として接続する場合は除く。)	(略)

情報提供手数料		(略)	(略)
総株主通知等手数料	(略)		
外国人保有比率等期中公表手数料	(略)		

(注) 1. ~ 7. (略)

8. 新規記録手数料については、新株式数申告を伴うものは、徴収対象としない。

9. ~ 11. (略)

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収率
(略)	(略)	(略)	(略)
システム接続準備手数料	(略)	機構とシステム接続(統合Web端末、ファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をいう。)をする者及び <u>資金決済専用WEBにより元利金の受領に係る資金決済情報を入手する者</u> (ただし、機構加入者として接続する場合は除く。)	(略)

システム接続手数料	(略)	機構とファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をする者(ただし、機構加入者として接続する場合又は払込取扱銀行のみとして接続する場合は除く。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

システム接続手数料	(略)	機構とファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をする者及び資金決済専用WEBにより元利金の受領に係る資金決済情報を入手する者(ただし、機構加入者として接続する場合又は払込取扱銀行のみとして接続する場合は除く。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

## 2. 附 則

- 1 この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）附則（以下「信託法整備法附則」という。）第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 規程附則（平成 22 年 4 月 7 日通知）第 4 条第 1 項第 9 条に規定する振替受入簿謄本又は抄本の交付の請求を行った者は、当該謄本又は抄本 1 通につき 500 円(1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を加算する。)を支払うものとする。
- 3 規程附則（平成 22 年 4 月 7 日通知）第 4 条第 1 項第 12 条に規定する信託受益証券振替口座簿の写しの交付請求については、別表の 1 . に定める振替口座簿記録事項証明書交付手数料を準用する。

以 上